

新潟市横越体育センター使用料徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、新潟市横越体育センター使用料の徴収事務を令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、次のとおり委託したので、同法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市江南区二本木3丁目2番50号 新潟市横越体育センター	新潟市江南区二本木3丁目2番50号 二本木地区コミュニティセンター管理運営 委員会 会長 大竹 道智